

○ 議案等參考資料

様式第4号 (第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

誓 約 書

私は、このたび、おいらせ町奨学資金貸付条例に基づく奨学生として採用されました。つきましては、同条例及び同条例施行規則並びに次に掲げる事項を誠実に守ることはもちろん、学業に精励し、品行をつつしみ必ず達成することを誓約いたします。

- 1 貸付を受けた奨学資金は、条例及び規則の定めるところにより償還します。
- 2 奨学生が、同条例第7条の規定により奨学資金の貸付を中止され、又は同規則第12条の規定により、奨学資金の貸付を中止された場合は、同条例施行規則第14条第2項の規定により、奨学資金の金額を直ちに償還いたします。
- 3 貸付を受けた奨学資金を本人が償還しないときは、連帯保証人が代わってその金額を償還します。なお、連帯保証人に対して連帯の責任を負った場合は、連帯保証人が償還を承諾した場合は、本人に対しては、本人がその返済を怠るものとし、本人及び連帯保証人は、このことについて承諾します。
- 4 その他本人に係る一切の責任は、連帯保証人がその責任を負います。
- 5 休学、復学、又は退学をしたとき、在所その他学業継続上の重要事項に異動があったときは、直ちに教育委員会に届け出ます。
- 6 奨学資金の貸付が終了したときは、奨学資金借付金償還計画書を提出します。これらの書類を提出しない場合は、貸付を受けた奨学資金の一部償還の請求を受けても異議ありません。また、連絡が取れない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 様

本人 住所 _____
氏名 _____ 印

連帯保証人 住所 おいらせ町 _____
(父母等) 氏名 _____ 印

保証種別 _____ 円

連帯保証人 住所 _____
(父母等以外の者) 氏名 _____ 印

保証種別 _____ 円

備考 連帯保証人は、真印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください

様式第9号 (第9条関係)

様式第9号(第9条関係)

連帯保証人変更届

旧 連帯保証人	本 籍	
	現住所	
	氏 名	年 月 日生 本人との関係
新 連帯保証人	本 籍	
	現住所	
	氏 名	年 月 日生 本人との関係
保証種別 _____ 円		
職業及び勤務先 _____		
変更理由 _____		
誓約書		
私は、旧連帯保証人に代わり、 私が貸付を受けた奨学資金についておいらせ町奨学資金貸付条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、その責務を果たすことを誓約いたします。また、既に貸付又は給付を受けた資金について償還義務が生じた場合は、滞りなく償還させていただきますことを誓約いたします。		
新 連帯保証人 _____ 印		
年 月 日		
おいらせ町教育委員会教育長 様		
本人 氏名 _____ 印		
連帯保証人氏名 (父母等) _____ 印		
連帯保証人氏名 (父母等以外の者) _____ 印		

備考 新しく連帯保証人になった者は、真印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。

様式第4号 (第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

誓 約 書

私は、このたび、おいらせ町奨学資金貸付条例に基づく奨学生として採用されました。つきましては、同条例及び同条例施行規則並びに次に掲げる事項を誠実に守ることはもちろん、学業に精励し、品行をつつしみ必ず達成することを誓約いたします。

- 1 貸付を受けた奨学資金は、条例及び規則の定めるところにより償還します。
- 2 奨学生が、同条例第7条の規定により奨学資金の貸付を中止され、又は同規則第12条の規定により、奨学資金の貸付を中止された場合は、同条例施行規則第14条第2項の規定により、奨学資金の金額を直ちに償還いたします。
- 3 貸付を受けた奨学資金を本人が償還しないときは、連帯保証人が代わってその金額を償還します。
- 4 その他本人に係る一切の責任は、連帯保証人がその責任を負います。
- 5 休学、復学、又は退学をしたとき、在所その他学業継続上の重要事項に異動があったときは、直ちに教育委員会に届け出ます。
- 6 奨学資金の貸付が終了したときは、奨学資金借付金償還計画書を提出します。これらの書類を提出しない場合は、貸付を受けた奨学資金の一部償還の請求を受けても異議ありません。また、連絡が取れない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 様

本人 住所 _____
氏名 _____ 印

連帯保証人 住所 おいらせ町 _____
(父母等) 氏名 _____ 印

連帯保証人 住所 _____
(父母等以外の者) 氏名 _____ 印

備考 連帯保証人は、真印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください

様式第9号 (第9条関係)

様式第9号(第9条関係)

連帯保証人変更届

旧 連帯保証人	本 籍	
	現住所	
	氏 名	年 月 日生 本人との関係
新 連帯保証人	本 籍	
	現住所	
	氏 名	年 月 日生 本人との関係
保証種別 _____ 円		
職業及び勤務先 _____		
変更理由 _____		
誓約書		
私は、旧連帯保証人に代わり、 私が貸付を受けた奨学資金についておいらせ町奨学資金貸付条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、その責務を果たすことを誓約いたします。また、既に貸付又は給付を受けた資金について償還義務が生じた場合は、滞りなく償還させていただきますことを誓約いたします。		
新 連帯保証人 _____ 印		
年 月 日		
おいらせ町教育委員会教育長 様		
本人 氏名 _____ 印		
連帯保証人氏名 (父母等) _____ 印		
連帯保証人氏名 (父母等以外の者) _____ 印		

備考 新しく連帯保証人になった者は、真印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。

様式第14号 (第14条関係)

(その1) 年賦用

様式第14号 (第14条関係)
(その1) 年賦用

奨学資金借用証書

金 _____ 円也

(氏名) _____ 様

おいらせ町奨学資金貸付条例に基づく奨学生として、順書の奨学資金貸付を受けました。ついでに、同条例及び関係施行規則に従い、私ども連帯して別紙奨学資金貸付金償還計画書(様式第15号)のとおり滞りなく償還いたします。

また、連帯保証人に対して履行の請求がなされた場合及び連帯保証人が債務を承認した場合には、本人に対してもその効力を生ずるものとし、本人及び連帯保証人は、このことについて承諾します。

もし、正当な理由がなく、奨学資金貸付金の償還を1回(1年間)滞ったときは、償還期日にかかわらず、貸付を受けた奨学資金の一括償還の請求を受けても異議ありません。また、奨学資金の償還を怠り、連絡が取れない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。

後日のために本証書を差し出します。

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 様

本人 住所 _____
氏名 _____ 様

連帯保証人 住所 _____
(父母等) 氏名 _____ 様
保証程度別 _____ 円

連帯保証人 住所 _____
(配偶者以外) 氏名 _____ 様
保証程度別 _____ 円

- 備考
- 1 連帯保証人は、実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。
 - 2 本証書の提出がない場合は、奨学資金の償還の猶予若しくは免除が認められないこと又は奨学資金の一括償還の請求が行われることがありますので、ご注意ください。
 - 3 電機特別措置法第91条の2第2項の規定により印紙税が課税されません。
 - 4 連帯保証人からの請求に基づき、償還に関する不履行の有無及び当該債及びそのうち担保物が別表しているもの債に対する債権と連帯保証人に対して発生する場合があります。

様式第14号 (第14条関係)

(その1) 年賦用

様式第14号 (第14条関係)
(その1) 年賦用

奨学資金借用証書

金 _____ 円也

(氏名) _____ 様

おいらせ町奨学資金貸付条例に基づく奨学生として、順書の奨学資金貸付を受けました。ついでに、同条例及び関係施行規則に従い、私ども連帯して別紙奨学資金貸付金償還計画書(様式第15号)のとおり滞りなく償還いたします。

もし、正当な理由がなく、奨学資金貸付金の償還を1回(1年間)滞ったときは、償還期日にかかわらず、貸付を受けた奨学資金の一括償還の請求を受けても異議ありません。また、奨学資金の償還を怠り、連絡が取れない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。

後日のために本証書を差し出します。

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 様

本人 住所 _____
氏名 _____ 様

連帯保証人 住所 _____
(父母等) 氏名 _____ 様

連帯保証人 住所 _____
(配偶者以外) 氏名 _____ 様

- 備考
- 1 連帯保証人は、実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。
 - 2 本証書の提出がない場合は、奨学資金の償還の猶予若しくは免除が認められないこと又は奨学資金の一括償還の請求が行われることがありますので、ご注意ください。
 - 3 電機特別措置法第91条の2第2項の規定により印紙税が課税されません。

(その2) 半年賦用

様式第14号 (第14条関係)
(その2) 半年賦用

奨学資金借用証書

金 _____ 円也

(氏名) _____ 様

おいらせ町奨学資金貸付条例に基づく奨学生として、順書の奨学資金貸付を受けました。ついでに、同条例及び関係施行規則に従い、私ども連帯して別紙奨学資金貸付金償還計画書(様式第15号)のとおり滞りなく償還いたします。

また、連帯保証人に対して履行の請求がなされた場合及び連帯保証人が債務を承認した場合には、本人に対してもその効力を生ずるものとし、本人及び連帯保証人は、このことについて承諾します。

もし、正当な理由がなく、奨学資金貸付金の償還を2回(1年間)滞ったときは、償還期日にかかわらず、貸付を受けた奨学資金の一括償還の請求を受けても異議ありません。また、奨学資金の償還を怠り、連絡が取れない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。

後日のために本証書を差し出します。

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 様

本人 住所 _____
氏名 _____ 様

連帯保証人 住所 _____
(父母等) 氏名 _____ 様
保証程度別 _____ 円

連帯保証人 住所 _____
(配偶者以外) 氏名 _____ 様
保証程度別 _____ 円

- 備考
- 1 連帯保証人は、実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。
 - 2 本証書の提出がない場合は、奨学資金の償還の猶予若しくは免除が認められないこと又は奨学資金の一括償還の請求が行われることがありますので、ご注意ください。
 - 3 電機特別措置法第91条の2第2項の規定により印紙税が課税されません。
 - 4 連帯保証人からの請求に基づき、償還に関する不履行の有無及び当該債及びそのうち担保物が別表しているもの債に対する債権と連帯保証人に対して発生する場合があります。

(その2) 半年賦用

様式第14号 (第14条関係)
(その2) 半年賦用

奨学資金借用証書

金 _____ 円也

(氏名) _____ 様

おいらせ町奨学資金貸付条例に基づく奨学生として、順書の奨学資金貸付を受けました。ついでに、同条例及び関係施行規則に従い、私ども連帯して別紙奨学資金貸付金償還計画書(様式第15号)のとおり滞りなく償還いたします。

もし、正当な理由がなく、奨学資金貸付金の償還を2回(1年間)滞ったときは、償還期日にかかわらず、貸付を受けた奨学資金の一括償還の請求を受けても異議ありません。また、奨学資金の償還を怠り、連絡が取れない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。

後日のために本証書を差し出します。

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 様

本人 住所 _____
氏名 _____ 様

連帯保証人 住所 _____
(父母等) 氏名 _____ 様

連帯保証人 住所 _____
(配偶者以外) 氏名 _____ 様

- 備考
- 1 連帯保証人は、実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。
 - 2 本証書の提出がない場合は、奨学資金の償還の猶予若しくは免除が認められないこと又は奨学資金の一括償還の請求が行われることがありますので、ご注意ください。
 - 3 電機特別措置法第91条の2第2項の規定により印紙税が課税されません。

(その3) 月賦用

様式第14号(第14条関係)
(その3) 月賦用

奨学資金借付証書

金 _____ 円也

(氏名) _____ 氏

おいらせ町奨学資金貸付条例に基づく奨学生として、原書の奨学資金貸付を受けました。ついでには、同条例及び同条例施行規則に従い、私ども連帯して別紙奨学資金貸付金償還計書書(様式第13号)のとおり履行しさせていただきます。

また、連帯保証人に対して履行の請求がなされた場合及び連帯保証人が債務を承認した場合には、本人に対してもその効力を生ずるものとすし、本人及び連帯保証人は、このことについて承諾します。

もし、正当な理由がなく、奨学資金貸付金の償還を12回(1年間)越えたときは、償還期日にかかわらず、貸付を受けた奨学資金の一括償還の請求を受けても異議ありません。また、奨学資金の償還を怠り、連絡がとれない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。

後日のために本証書を差し出します。

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 様

本人 住所 _____
氏名 _____ 氏

連帯保証人 住所 _____
(父姓等) 氏名 _____ 氏
電話番号 _____ 日

連帯保証人 住所 _____
(父姓等) 氏名 _____ 氏
電話番号 _____ 日

備考

- 1 連帯保証人は、実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。
- 2 本証書の提出がない場合は、奨学資金の償還の請求は免状が認められないこと又は奨学資金の一括償還の請求が行われることがありますので、ご注意ください。
- 3 借付特別措置法第91条の2第2項の規定により印紙税が課税されません。
- 4 連帯保証人からの請求に基づき、裁判に関する不同行の有無並びに取扱い及びそのうち訴訟法が別表しているもの額に対する債務を連帯保証人に対して履行する場合があります。

(その3) 月賦用

様式第14号(第14条関係)
(その3) 月賦用

奨学資金借付証書

金 _____ 円也

(氏名) _____ 氏

おいらせ町奨学資金貸付条例に基づく奨学生として、原書の奨学資金貸付を受けました。ついでには、同条例及び同条例施行規則に従い、私ども連帯して別紙奨学資金貸付金償還計書書(様式第13号)のとおり履行しさせていただきます。

もし、正当な理由がなく、奨学資金貸付金の償還を12回(1年間)越えたときは、償還期日にかかわらず、貸付を受けた奨学資金の一括償還の請求を受けても異議ありません。また、奨学資金の償還を怠り、連絡がとれない場合は、教育委員会が住所等を調査することに同意いたします。

後日のために本証書を差し出します。

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 様

本人 住所 _____
氏名 _____ 氏

連帯保証人 住所 _____
(父姓等) 氏名 _____ 氏

連帯保証人 住所 _____
(父姓等) 氏名 _____ 氏

備考

- 1 連帯保証人は、実印を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。
- 2 本証書の提出がない場合は、奨学資金の償還の請求は免状が認められないこと又は奨学資金の一括償還の請求が行われることがありますので、ご注意ください。
- 3 借付特別措置法第91条の2第2項の規定により印紙税が課税されません。

年 月 日

おいらせ町教育委員会教育長 様

本籍地 _____

現住所 _____

申請者 生年月日 _____ 年 月 日生

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

奨 学 生 選 考 申 込 書

下記のとおり、関係書類を添え申込みいたします。

(4月1日見込みで記入)

奨学資金を受けて 就学する学校名	カガナ			入学(予定)年月	年 月		
				卒業(予定)年月	年 月		
修 業 年 限	年制	在籍学年	第 学年	学 業 成 績	別紙成績証明書のとおり		
学 校 所 在 地							
過去5年間の病気 及び入院等	病 名				身体障害の有無	有・無	
	入院期間				障害名		
学 校 ま だ の 通 学 条 件	(自宅・アパート・下宿・寮・)から学校までの距離、約 km・約 分						
	交通手段(電車・バス・私有車・徒歩・自転車)を利用			通学費	年額約	円	
貸 付 希 望 額 及 び 期 間	貸 付 希 望 額 (月 額)			貸付期間(正規の修業年限)			
	高等学校・高専・専門学校・短大・大学・大学院			自	年 月 日		
	(月額)	円/(総額)	円	至	年 月 日 年間		
その他奨学金制度 申込状況の有無	有	奨学金	名 称	年額	円		
	無	制 度	借用期間	年 月 日 ~	年 月 日		
父 母 等	氏 名						
	本籍地						
	現住所	おいらせ町					
※申込理由				※ 平均 成績	中学校	高 校	

※太枠は記入不要

	区分	続柄	氏名	年齢	職業 (学年)	勤務先 (学校名)	※所得金額の内訳 (記入不要)		
							給与所得	農業所得	他の所得
世帯	同居して 生計を 共に する者								
	別居して 生計を 共に する者								
就学者		小学生 名・中学生 名・高校生 名・高専 名・専修 名・大学生 名							
収入内容 (税込月平均)					支出内容 (月平均を詳細に記入すること)				
家計維持者 () の収入 _____ 万円/月					食費 _____ 万円		医療費 _____ 万円		
その他の家族の収入 _____ 万円/月					光熱水費 _____ 万円		教育費 _____ 万円		
その他の収入 _____ 万円/月					衣料費 _____ 万円		その他 _____ 万円		
合 計 _____ 万円/月					住宅ローン _____ 万円		合 計 _____ 万円		
生活状況	*母子 (父子) 家庭 ・ 長期療養 ・ 身体障害 ・ 災害 ・ 盗難 ・ その他 (該当事項を○で囲んでください。)								

備考

- 「世帯」の欄は、次により記入してください。
 - 主たる家計支持者の「続柄」を○で囲んでください。
 - 申請者本人は、「同居して生計を共にする者」に含めてください。
- 「就学者」の欄には、申請者本人も含めてください。
- 「生活状況」の欄には、家計の具体的状況を記入してください。

また、災害に該当する場合は持ち家の者は罹災証明書等を、持ち家でない者は居住する住宅の罹災証明書の写し等を添付してください。

おいらせ町立図書館条例施行規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○おいらせ町立図書館条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、おいらせ町立図書館条例（平成18年おいらせ町条例第88号。<u>以下「条例」という。</u>）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員）</p> <p>第2条 おいらせ町立図書館（以下「図書館」という。）に館長及びその他必要な職員を置くことができる。</p> <p>2 職員の職務は、おいらせ町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第4号）第5条を適用する。</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第3条 図書館の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）管理係</p> <p>ア 施設の管理及び利用に関すること。</p> <p>イ 予算の経費及び物品の出納保管に関すること。</p> <p>ウ 公印の保管に関すること。</p> <p>エ 資料の寄贈及び委託に関すること。</p> <p>オ その他庶務的事項に関すること。</p> <p>（2）奉仕係</p> <p>ア 資料の選定、収集、整理、製本及び保管に関すること。</p> <p>イ 資料の閲覧及び貸出しに関すること。</p> <p>ウ 資料の作成及び利用に関すること。</p> <p>エ 読書会、研究会、鑑賞会及び資料展示会等に関すること。</p> <p>オ 移動図書館等館外奉仕に関すること。</p> <p>カ その他奉仕事業全般に関すること。</p>	<p>○おいらせ町立図書館条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、おいらせ町立図書館条例（平成18年おいらせ町条例第88号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員）</p> <p>第2条 おいらせ町立図書館（以下「図書館」という。）に館長及びその他必要な職員を置くことができる。</p> <p>2 職員の職務は、おいらせ町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第4号）第5条を適用する。</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第3条 図書館の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）管理係</p> <p>ア 施設の管理及び利用に関すること。</p> <p>イ 予算の経費及び物品の出納保管に関すること。</p> <p>ウ 公印の保管に関すること。</p> <p>エ 資料の寄贈及び委託に関すること。</p> <p>オ その他庶務的事項に関すること。</p> <p>（2）奉仕係</p> <p>ア 資料の選定、収集、整理、製本及び保管に関すること。</p> <p>イ 資料の閲覧及び貸出しに関すること。</p> <p>ウ 資料の作成及び利用に関すること。</p> <p>エ 読書会、研究会、鑑賞会及び資料展示会等に関すること。</p> <p>オ 移動図書館等館外奉仕に関すること。</p> <p>カ その他奉仕事業全般に関すること。</p>

備を含む。)若しくは資料を汚損し、又は亡失したときは、原状に復し、若しくは現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、館長が事情やむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(館内外の利用)

第9条 館内及び館外で資料を利用しようとするときは、館長の定める所定の手続を経なければならない。

(利用制限)

第10条 貴重図書、辞書類、郷土資料、地方行政資料、新聞雑誌その他館長が必要と認めた資料については帯出することができない。ただし、特別の事由により館長の許可を得た者は、この限りでない。

(個人貸出し)

第11条 館外で資料を利用しようとするもの(団体貸出しを除く。)に貸出しできる数量及び貸出期間は、次のとおりとする。

(1) 図書 5冊以内とし、貸出期間は、14日以内とする。ただし、新刊本については3冊以内とする。

(2) 視聴覚資料 2タイトル以内とし、貸出期間は、7日以内とする。

(団体貸出し)

第12条 町内の職場及び読書会その他これに準ずる団体は、図書の団体貸出しを受けることができる。この場合において、貸出冊数は、50冊以内とし、貸出期間は、30日以内とする。

(利用の禁止)

第13条 貸出期間を過ぎても資料を返納しない者、その他不都合の行為あった者については、一定の期間内利用を禁ずることができる。

(寄贈)

第14条 図書館に資料及び物品を寄贈しよう

備を含む。)若しくは資料を汚損し、又は亡失したときは、原状に復し、若しくは現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、館長が事情やむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(館内外の利用)

第9条 館内及び館外で資料を利用しようとするときは、館長の定める所定の手続を経なければならない。

(利用制限)

第10条 貴重図書、辞書類、郷土資料、地方行政資料、新聞雑誌その他館長が必要と認めた資料については帯出することができない。ただし、特別の事由により館長の許可を得た者は、この限りでない。

(個人貸出し)

第11条 館外で資料を利用しようとするもの(団体貸出しを除く。)に貸出しできる数量及び貸出期間は、次のとおりとする。

(1) 図書 5冊以内とし、貸出期間は、14日以内とする。ただし、新刊本については3冊以内とする。

(2) 視聴覚資料 2タイトル以内とし、貸出期間は、7日以内とする。

(団体貸出し)

第12条 町内の職場及び読書会その他これに準ずる団体は、図書の団体貸出しを受けることができる。この場合において、貸出冊数は、50冊以内とし、貸出期間は、30日以内とする。

(利用の禁止)

第13条 貸出期間を過ぎても資料を返納しない者、その他不都合の行為あった者については、一定の期間内利用を禁ずることができる。

(寄贈)

第14条 図書館に資料及び物品を寄贈しよう

とする者は、寄贈申込書を提出し、館長の承認を得なければならない。

2 寄贈を受けた資料及び物品には、寄贈者の氏名、寄贈年月日を記入し、永くその篤志を伝えるものとする。

(寄託)

第15条 館長において特に重要と認める資料は、その管理の寄託を受けることができる。

2 前項の規定により寄託を受ける場合は、保管貸出し、経費の負担及び損失補償等について寄託の申出者との間に契約を締結しなければならない。

(準用)

第16条 条例第5条の規定により、図書館の管理運営を指定管理者に行わせる場合において、この規則中「館長」とあるのは「指定管理者が置く館長」と読み替えるものとする。

(その他)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、おいらせ町教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の百石町立図書館設置条例施行規則(昭和53年百石町教育委員会規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

とする者は、寄贈申込書を提出し、館長の承認を得なければならない。

2 寄贈を受けた資料及び物品には、寄贈者の氏名、寄贈年月日を記入し、永くその篤志を伝えるものとする。

(寄託)

第15条 館長において特に重要と認める資料は、その管理の寄託を受けることができる。

2 前項の規定により寄託を受ける場合は、保管貸出し、経費の負担及び損失補償等について寄託の申出者との間に契約を締結しなければならない。

(その他)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、おいらせ町教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の百石町立図書館設置条例施行規則(昭和53年百石町教育委員会規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月30日教委規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

大山将棋記念館条例施行規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○大山将棋記念館条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、大山将棋記念館条例（平成18年おいらせ町条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員）</p> <p>第2条 大山将棋記念館（以下「記念館」という。）に館長その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>2 職員の職務は、おいらせ町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第4号）第5条を適用する。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第3条 条例第4条から第7条までのおいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う事項については、特別なことを除き、館長をしてこれを代行させるものとする。</p> <p>（休館日）</p> <p>第4条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）の場合は、その翌日とし、その日が祝日法による休日のときは、その日後において、最も近い祝日法による祝日ではない日とする。</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認</p>	<p>○大山将棋記念館条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、大山将棋記念館条例（平成18年おいらせ町条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員）</p> <p>第2条 大山将棋記念館（以下「記念館」という。）に館長その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>2 職員の職務は、おいらせ町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第4号）第5条を適用する。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第3条 条例第4条から第7条までのおいらせ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う事項については、特別なことを除き、館長をしてこれを代行させるものとする。</p> <p>（休館日）</p> <p>第4条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）の場合は、その翌日とし、その日が祝日法による休日のときは、その日後において、最も近い祝日法による祝日ではない日とする。</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認</p>

めたときは、休館日に開館できる。

(開館時間)

第5条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(資料等の寄附及び寄託)

第6条 記念館に資料等の寄附及び寄託をしようとする者は、資料等寄附・寄託申請書(様式第1号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申請書を受理した場合において、資料等の寄附及び寄託を受けることを決定したときは、当該申請者に資料等受託書(様式第2号)を交付する。

(寄託資料等の免責)

第7条 館長は、寄附及び寄託を受けた資料等が災害その他の不可抗力によって損害を受けた場合にあっても、その賠償の責めを負わない。

(準用)

第8条 条例第7条の規定により、記念館の管理運営を指定管理者に行わせる場合において、この規則中「館長」とあるのは「指定管理者が置く館長」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大山将棋記念館管理運営に関する条例施行

めたときは、休館日に開館できる。

(開館時間)

第5条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(資料等の寄附及び寄託)

第6条 記念館に資料等の寄附及び寄託をしようとする者は、資料等寄附・寄託申請書(様式第1号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申請書を受理した場合において、資料等の寄附及び寄託を受けることを決定したときは、当該申請者に資料等受託書(様式第2号)を交付する。

(寄託資料等の免責)

第7条 館長は、寄附及び寄託を受けた資料等が災害その他の不可抗力によって損害を受けた場合にあっても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大山将棋記念館管理運営に関する条例施行

規則（平成17年百石町教育委員会規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

規則（平成17年百石町教育委員会規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和元年9月27日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。